

○東京都板橋区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に係る区長が別に定める事項

平成 21 年 6 月 4 日

改正 平成 27 年 7 月 22 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

最終改正 令和 4 年 12 月 19 日

(必要とする図書)

第 1 東京都板橋区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成 21 年板橋区規則第 42 号。以下「細則」という。)第 4 条第 1 項の区長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定の申請及び法第 8 条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の申請に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の書類を提出した場合は、第 1 号から第 3 号までに掲げるものの提出は不要とする。

- 一 品確法第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。)の写し
- 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 三 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成 21 年国土交通省告示第 209 号)第 3 に定める長期使用構造等とするための

措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

#### 四 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

ア 地区計画等に適合する旨の証明書が交付されている場合には、その写し等

イ 景観計画に係る届出書の写し（受領印が押印済のものに限る。）

#### 五 既存住宅の増築、改築又は当該住宅について建築行為を行わない場合における認定申請にあって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める設計内容説明書【増築・改築用】（別記第一号様式）及び設計内容説明書【既存用】（別記第二号様式）については、次に掲げる建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が作成して、氏名を記載し、かつ、当該長期優良住宅建築等計画等の建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していることを次に掲げる建築士が確認して、その旨を記載し、氏名を記載したもの

ア 当該長期優良住宅建築等計画等に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、同法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

イ 当該長期優良住宅建築等計画等に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物以外で同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、一級建築士又は同法第二条

第三項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）  
ウ ア又はイ以外の場合においては、一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士

六 既存住宅の増築、改築又は当該住宅について建築行為を行わない場合における認定申請にあって、規則第2条第1項に定める状況調査書については、前号アからウまでに掲げる建築士のうち建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者が作成し、氏名を記載したもの

（不要とする図書）

第2 細則第4条第2項の区長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、規則第2条第1項の図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

一 前第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えた認定申請にあっては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 前第2号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた認定申請にあたっては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項）

第3 細則第5条の2の区長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。認定申請対象住宅が以下の区域内にある場合（区域の解除が確実と見込まれる場合等を除く。）は、認定を行わないこととする。

一 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和

44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に規定する土砂災害特別警戒区域

四 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

2 前項の基準に適合していることを確認するため、申請者は、法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の申請及び法第8条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の申請に併せて、次に掲げる図書を区長に提出することとする。

一 認定申請等に係る住宅敷地の一部に当該区域が存する場合は、申請建築物が当該区域内に存しないことを証する書類

二 区域の解除が確実と見込まれる場合等はそれを証する書類

付 則 (令和4年12月19日都市整備部長決定)

この一部改正は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 1 第五項関係）

設計内容説明書【増築・改築用】

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

地名地番

当該長期優良住宅建築等計画の建築物は建築基準法の規定に適合して  
いることを確認しました。

級建築士 第 号 氏名

本増改築工事において是正を行う事項【※】

無

有（是正項目： ）

【※】本増改築工事において是正を行う事項有の場合は、工事完了報告時に当該違反を是正したことの報告が必要です。

第2号様式（第1第五項関係）

設計内容説明書【既存用】

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

地名地番

当該長期優良住宅維持保全計画の建築物は建築基準法の規定に適合  
していることを確認しました。

級建築士 第 号 氏名